

カント法哲学における社会契約と国家

「各国家における市民的憲法体制は共和的でなければならない」(永遠平和のための第1確定条項)
1)

永尾 孝雄

目次

- I はじめに
- II ホッブズの国家契約論
- III カントによる国家の基礎づけ
- IV 結びに代えて—カントの共和制論—

I はじめに

カントの社会契約論や国家論が、17・18世紀以来のホッブズ、ロック、ルソーを中心とする自然法思想を積極的に受容し、批判的に表現したものであることは周知の事実である。ただ、前述した自然法学者たちは、政治体の成立を社会契約に求めるという点で根本の一致が見られるとしても、彼らは人間の本性についての見解を異にし、従って自然状態の描写や自然法の規範内容、社会契約の具体的内容等々の諸点においても、著しい相違を示している。例えば、ロックの場合、自然状態から国家状態への契約による推移を明らかに歴史的事実と見ている。しかし彼にあっては契約説の本旨は、支配権の正統性根拠が国民の同意にあるという国民主権論的政治思想、自由主義的国家観を基礎づけるところにあった²⁾。

契約を歴史的事実とは見ず、その擬制的性格を自覚していたものはホッブズとルソーであった。ただしホッブズはこれを、支配者主権論を基礎づけるための仮設として、ルソーは人民主権の立場を基礎づけるための仮設として用いた。ホッブズにあっては、社会契約の目的たる平和と秩序は、各人がその自然的自由を放棄して支配者の絶対権に服従することによってのみ達成せられる。従ってホッブズは絶対君主制に傾斜していた。その一方で、ルソーにおいては後にカントによって明確にされたように、統治理念や立法原理の具象的シンボルとしての社会契約、すなわち理念

としての社会契約の思想がすでに現われている 3)。

「自然法学は 17・18 世紀の思想界を風靡し、最後にカントおよび初期フィヒテにおいて理性法学へと転回し、そこで一応の終結に達した」4)。以下、カントが多大な影響を受けながらも批判的に超克したホッブズの国家契約説を素描し(Ⅱ)、次にカント自身の社会契約論および国家論を考究し(Ⅲ)、カント独自の理性法学を確立していくプロセスを辿りながら、最後にカントの共和制論を概観して本稿の結びとしたい(Ⅳ)。

注

- 1) カントの著作からの引用は、『純粹理性批判』を除いて、プロイセン・アカデミー版「カント全集」(A 版)の頁で記した。引用訳文は岩波書店版『カント全集』を参照させて頂き多大の便宜を得た。I.Kant, *Zum ewigen Frieden*, A 349f. 『カント全集 14・歴史哲学論集』262 頁以下参照。
- 2) 参照、加藤新平『法思想史』(勁草書房、1977年)64 頁以下。
- 3) 参照、三島淑臣『法思想史・新版』(青林書院、1993年)第4章、第5章。
- 4) 参照 加藤新平・前掲書、80 頁。

Ⅱ ホッブズの国家契約論

1、ホッブズの方法論的基礎

ホッブズの学問的哲学的思惟は、ノミナリズム(唯名論)と自然科学的方法という二大支柱に支えられていた。機械論的唯物論の確立者というホッブズ像は、この二つの支柱の交錯から生ずる当然の哲学的帰結といえることができる。

中世末期以来、伝統的=スコラ学的思考の中核たる〈普遍者の実在〉に対して〈個体の優位〉を対置して前者の批判と解体を遂行してきた唯名論の主張は、ホッブズにとって自明の理であった。普遍者を表示する言葉(一般概念)は、ホッブズにとって、多くの事物が同一クラスに属することを示すために任意に作られた記号にすぎず、真実に存在するのは個々の事物とその関係のみであって、一般概念そのものが実在するわけではない。

とはいえ、唯名論はホッブズにとってはまだ伝統的思考を批判するための消極的な拠点でしかない。ホッブズをして新しい思考形式の樹立者たらしめたものは、唯名論的前提に基づきつつ彼が哲学に導入した自然科学的方法そのものにほかならない。デカルトが物心の二元論によって機械論的自然像と精神の形而上学の結合を成し遂げようとしたのに対して、ホッブズは「物体」的過程の一元論(すなわち唯物論)へと徹底するとともに、神学や形而上学の可能根拠(目的論的世界像)を完全に解体させてしまうのである 1)。

2、ホッブズ人間論の特質

ホッブズの人間論的規定は、人間の自然的な諸能力の分析であり、それは自然の運動過程に組

み込まれ、物体の一種としての人間の分析であった。人間の悟性や理性を含めて、いかなる行動や心的活動もその根源は感覚的知覚の内にあるとホッブズは考える。従って、人間行動は自由な意志に基づくのではなく、感覚的刺激と反応という二つの力の働きである。感覚的知覚にとって快であるものを我々は「善」として肯定し、不快であるものを「悪」として拒否する。快を追い求め、不快からの逃避をはかることが、例外なくすべての人間の生の中心にある。その意味では、ホッブズにとって人生とは欲求を追求し嫌悪を回避しながら、それによって生命活動を維持していく絶えざる運動の過程、一種の自然現象であるともいえる。

ところでこのように善が欲求、悪が嫌悪と同一視されたということは、換言すれば、価値が完全に主観化され相対化されたことを意味する。すなわち端的に「善いもの」(＝絶対的な価値基準)など存在しないのである。かつては真理のために真理を観想することに最高の使命を見出したアリストテレス的＝トマス的理性は、ホッブズにおいては今や功利的・実用的な「計算する理性」「技術的理性」へと反転させられているのである 2)。

3、自然状態・自然権・自然法

ホッブズの人間論は、彼の自然状態論とそこでの人間把握を見れば、更に具体的に理解される。

『戦争と平和の法』の著者で、近代自然法の創始者といわれるオランダのグロチウス(1583～1645)は、伝統的＝スコラ学的思考枠組の中で、人間の本性をその理性的性格と社会的結合性の求めており、従って自然状態は決して混沌ではなく秩序ある社会状態である。ホッブズはグロチウスとは反対に、人間の社交的性格を単に表層的・一時的なものに見做し、人間の本性を全く利己的な自己保存の欲望にあると解する。自然状態は、ホッブズにとっては、「万人の万人に対する闘争」、継続的な恐怖と暴力に満ちた状態である。

「社会にはいる前の人間の自然の状態は、戦争そのものであり、しかも単なる戦争ではなく万人の万人に対する戦争である」3)。

「人びとが、彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに生活している間は、戦争と呼ばれる状態にある。そしてかかる戦争は万人に対する万人の戦争である」4)。

このホッブズの自然状態が国家に時間的に先行する歴史的事実なのか(レオ・シュトラウス)、あるいは単に論理的な仮説にすぎないのかについて、研究者の間で大いに争われている。マイヤー＝タッシュは明確に後者の見方に与して次のように述べる。「レオ・シュトラウスは、自然状態は国家に時間的に先行すると書いているが、この定式化は少なくとも誤解を招きやすい。自然状態論に関する所説は、歴史的＝具体的考察方法に由来するというより論理的＝仮説的考察方法に帰因するものであった。ホッブズのいう万人の万人に対する闘争は、歴史的出来事としてよりも、むしろ理念上のヴィジョンとして把握されるべきものである」5)。実際のところは、ホッブズにおいて両者の考え方が明確に区別・分離されないままで併存している点に、論争の原因があるように思われる 6)。(三島淑臣)

ところで、自然状態は一切の法的・道徳的拘束が欠如している完全に真空の状態である。そこには正義と不正義の存在する余地もなく、所有権も存在しない。いわば各人は「自己保存」のために、自らの判断に従っていかなることでもなし得る自由を有するのである。そしてホッブズはこのような自然状態において各人が有する自己保存のための自由を「自然権」(ius naturale, the right of nature)と呼ぶ。

「著作者たちが一般に自然権 (ius naturale) と呼ぶ自然の権利 (the right of nature) とは、各人が、彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼自身の意志するとおりに、彼自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、従って、彼自身の判断力と理性において、彼がそれに対する最も適当な手段であると考えられるあらゆることを行なう自由である」7)。

各人が有するこの自然権はかの「万人の万人に対する闘争」の中で必然的に自己自身を否定する結果に至らざるを得ないのであり、実力の支配と弱肉強食の悲惨を不可避の帰結とせざるを得ない。だが、人間には、このような球場から脱出するための諸能力もまた与えられている。それは死の恐怖その他の情念、及び理性の計算である。「自然権」と明確に区別された「自然法」がここに登場するのである。

「人々を平和に向かわせる諸情念は、死への恐怖であり、快適な生活に必要なものごとに対する意欲であり、それらを彼らの勤労によって獲得する希望である。そして理性は、都合のよい平和の諸条項を示唆し、人々はそれによって、協定へと導かれる。そのような諸条項は自然法とも呼ばれる」8)。

4、ホッブズの国家論

自然状態において、各人がすべてのものに対してもつ自然権が争いの原因であった。かかる無限の競争を抑え、それを一定の秩序の内に保つためには、彼らを畏怖せしめる共通の権力が不可欠となる。ホッブズはかかるコモンウェルス、つまり国家を定義して次のようにいう。「人々が外敵の侵入から、あるいは相互の権利侵害から身を守り、そしてみずからの労働と大地から得る収穫によって、自分自身を養い、快適な生活を送ってゆくことを可能にするのは、この公共的な権力である。この権力を確立する唯一の道は、すべての人の意志を多数決によって一つの意志に結集できるよう、一個人あるいは合議体に、彼らのもつあらゆる力と強さを譲り渡してしまうことである。…これは同意や和合以上のものであり、それは同一人格による、彼らすべての真の統一」である。そしてこのような国家の人格を担うものが「主権者」と呼ばれ、それ以外のものはすべて「臣民」と呼ばれるというのである9)。

以上のホッブズの国家論に対して、カントは厳しい批判を加える。「ホッブズによれば(『市民について』第7章14節)、国家元首は契約によって国民に対して何の義務も負うことはなく、し

たがって（市民をどのように扱おうとも）市民に対して不正をなすということはありません。この命題は、…一般的にいうならば、おそろしい命題である」。カントがここで、ホッブズとの違いを強調している点は、国民は国家元首に対して「譲渡不可能な権利」をもつということである。ただし、カントのいう譲渡不可能な権利とは、「言論の自由」であり、元首・行政官庁の法律違反に対して異議申し立てを行う権利であって、いわゆる元首に対する反抗権は含まれない点は留意されねばならない¹⁰⁾。

注

- 1) 参照、三島淑臣『法思想史・新版』221頁以下。参照、マイヤー＝タッシュ、三吉敏博・初宿正典訳『ホッブズと抵抗権』（木鐸社、1976年）19頁以下。
- 2) 参照、三島淑臣・前掲書、225頁。参照、マイヤー＝タッシュ・前掲書、27頁以下。
- 3) Hobbes, *De Cive*, English Version, Edited by Howard Warrender (1983), p.44.
- 4) 参照、ホッブズ、水田洋訳『リヴァイアサン（1）』（岩波書店、1992年）210頁。
- 5) 参照、マイヤー＝タッシュ・前掲書、35頁。
- 6) 参照、三島淑臣・前掲書、236頁。
- 7) 参照、ホッブズ・前掲書、216頁。
- 8) 参照、同上、214頁。
- 9) 参照、ホッブズ、水田洋訳『リヴァイアサン（2）』32頁以下。
- 10)

III カントによる国家の基礎づけ

カントにとって国家とは「法の諸法則〔法律〕のもとにおける一群の人間の結合である」¹⁾。このような国家の存在必然性は法の概念そのものの中に存する。ただし、自然状態（支配権力の欠如した無法状態）では、裁判や法的強制の統一的機関が存在しないために、法の確実性が成立せず、すべての権利は単に暫定的でしかないことになるからである。自然状態においては、各人が自分にとって善くかつ正しいと思われることを行為し、己の行為において他の人々の考えに依存させられることはないから、個人の権利主張を貫徹する手段としての実力〔暴力〕が不可欠となる。こうして、理性によって構想される自由の秩序に反して、権利を配分する普遍的な法則性に偶然的な権力装置が取って代わるのである。

それ故、自然状態を出て市民状態に入り込むことは、法的実践理性の根本的要請なのである。自然状態と市民状態とを媒介するものとして社会契約（「根源契約」）が説示されているが、これはもはや歴史的事実ではなく、一個の理念（理性必然的な概念）にすぎない。

「国民そのものが自らを国家へと構成する行為は根源契約である。ただし、このように言われる場合、むしろ本来的にはそうした行為の理念が、すなわち、それに従ってのみ国家の正当性

が考えられ得るような理念が、もっぱら意味されているのである。この契約に従って、民族に属するすべての者〔全体と個々人〕は、彼らの外的自由を、或る公共体の成員として、すなわち国家としてみられた民族の〔universi〕成員として直ちに再びそれを受け取るために、放棄する。その際、国家または国家に属する人間は彼の生得の外的自由の一部だけを或る目的のために犠牲にした、とは言われ得ないのであって、彼は、野蛮で無法則な自由を全面的に放棄することによって、彼の自由一般を或る法則への従属において、すなわち或る法的状態において、減少させられることなく再び見出すのである。というのは、こうした法則への従属は彼自らの立法的意志から生ずるものにほかならないからである」2)。

すなわち、カントの社会契約は国家の歴史的起源どころか、その存在根拠さえも示すものではなく、むしろ国家形態やその権力作用ないし法律が正当なものか否かを判定するための判断基準を意味するのである。

カントの根源契約は、国家社会の理性法的な根本規範を形成し、かつその構造的なメルクマールは国家社会の法的形態の諸原理である。市民状態は契約当事者間の規範的諸連関を国法的に調整し、反映しなければならない。

「市民状態は、法的状態としてのみ考察されるならば、次のようなアプリアリな諸原理に基づいている。

- 1、社会の構成員各人が、人間として自由であるということ。
- 2、社会の構成員各人が国民として他のすべての構成員と平等であるということ。
- 3、公共体の構成員各人が市民として独立自存しているということ。

これらの原理は、すでに創設されている国家が与えるような法則ではない。むしろ、これら三つの原理が示す法則に従ってのみ、人間の外的権利一般の根拠をなすところの純粹理性原理に適合した国家の創設が可能になるのである」3)。

1、人間としての自由

『人倫の形而上学』『法論への序論』において、カントは自由権を次のように規定している。「自由（他人の強要的意思からの独立性）こそは、それが普遍的法則に従ってあらゆる他人の自由と調和しうるものである限りにおいて、この唯一・根源的な、その人間性の故に万人誰しにも帰属するところの権利である」4)。そして、自己決定と自己責任に基づく現存在形成とを平等に達成することは、この自由概念を公共体の構成原理としても具備しているのである。

「人間としての自由。公共体を創設するためのこの原理を、私は以下のような定式で表現する。いかなる人といえども、私に対して強制的に（その人が他の人の幸福をどのようなものと考えるかという）その人のやり方で幸福にすることなどできない。各人は、自分がよいと思うやり

方で幸福を追求してよい。ただ、自分と同じような目的を追求する他の人の自由が可能的な普遍的法則に従ってすべての人の自由と両立しうるときには、そうした他人の自由（目的を追求する権利）を侵害しさえしなければよいのである」5)。

アプリアリな原理としてのこの自由権は、すべての国家的立法に優先されるが故に、この国家的立法は、すべての幸福主義的-温情的保護政策と一線を画する義務の下にあるだけでなく、自由と権利を保障する法律的な恣意制限を確定するに際し最小原理に従うという、さらに広範な義務の下にもある。「各人の自由が他人の自由と共存しうるようにさせる諸法則に従う最大の人間の自由の憲法（最大の幸福の憲法ではない。なぜなら、幸福は必ずやおのずから自由に随伴するであろうからである）は、やはり少なくとも一つの必然的理念であって、憲法の最初の草案においてのみならず、すべての法律の際にもその根底におかれねばならないもの」6)である。全法律体系の根底に在るもの=最大の人間の自由の憲法、すなわち根本規範と称することができよう。

カントによれば、実定法秩序は内容的に相異なる自由の諸圏域の両立という形式的規準のみを指向するのであり、それに対して、形式的な協調性の諸規定の枠内で自己責任に基づく生き方を遂行するところの、人間の権利の中に含まれる権能を無視し、恣意的な福祉観を貫徹するために権力を使用するような政府-パターナリスティックな支配（*imperium paternale*）-は適法的ではない。すなわち、カントにおいては、何が国民の幸福であるかを政府が恩恵の原理に基づいて判断し、支配するあり方は、パターナリスティックな支配・統治（*vaeterliche Regierung*）であり、国民は受動的な態度を強いられ、国民が自分の幸福を自らの自由の問題として考え 実現しようとする態度を毀損するものでしかない。このような支配は「考えられるかぎり最も強力な専制政治（国民のすべての自由を破棄し、その結果国民は一切の権利を有しないことになる体制）である」7)。

2、臣民としての平等

国家における外的（法的）平等は、「人はそれによって相互に同じ仕方で束縛されることができ、自分も同時に従わなければ、誰であれ他人をそうした法の下に法的に束縛することができない、といった国民相互の関係である」8)。従って、平等は「相手がこちらを拘束しうると同様にこちらもまた相手を法的に拘束する道徳的能力をもつような、そういう相手方を認めるだけで、国民のなかで自分より上位に立つ何人も認めないこと」9)である。

ところで人間は公共体において臣民（*Untertanen*）として平等であるという理念から、次のような定式も生じる。すなわち、「公共体のすべての構成員は、その公共体におけるどの身分階層にでも（ただし臣民にふさわしい限りでの身分階層に）達することが許されているのでなければならない、という定式である。公共体のすべての構成員は、才能と勤勉と幸運とがあれば、どの身分階層にでも到達できる。彼とその子孫とを永遠に同じ身分に抑えつけておくために、ともに同じ臣民である他の人が（何らかの身分に対する特権保有者として）世襲的特権によって彼の行く手を遮ることは、許されないのである」10)。

自由と平等の原理は同一のメダルの裏表の関係にある。自由が普遍的立法を必要とするように、

平等原理もまた普遍的法則を要求する。平等原理によって要求される、すべての可能な法的状態への機会均等は、権利所有の諸条件を自由に裁量できるし、権利取得を自由競争に委ねることができるのである。前もって定められた身分的な階層関係は中立化される。平等原理はその適用領域を市民相互の法的関係の中に有する。従って平等原理は法的に規定された平等だけを要求し、直接的に法的に重要な諸関係だけと係わるのである。

「公共体の一成員が、同じく従属者としての他の成員に優先するような生得の特権なるものはあり得ない。また何人といえども、彼が公共体において占めている身分の特権を子孫に相続させることはできない。従ってまた、あたかも出生そのものによって貴族の身分という資格が与えられでもするかのように、余人が彼自身の功績によって従属関係（これは単に上位と下位との関係であって、前者が命令者、また後者が臣従者なのではない）の一層高い階級にまで到達するのを強制的に阻止することはできないのである」11)。

3、公共体の構成員が市民として独立自存していること

自由、平等、独立性は、相互に不可分な法的属性であり、生得的人権の諸規定である。第三の規定、「自分のほうでも同じように他人たちを拘束する限度以上には他人たちによって」拘束されないという独立性」、すなわち「自分自身の主人であるという人間の資格」は、アプリアリな法的述語である12)。法的に独立であるということは人間それ自体を意味するのである。もっとも、法的自立性を伴った人間それ自体に、新たな法的諸規定は付与されない。内容的には、自立性を通した自由と平等の法的属性に何ももの付け加えられないのである。国家法の3つの原理において、人権概念と分析的に結びついた法的自立は経済的地位に変わり、今度はこの経済的地位にもとづいて政治的な立法権の配分が決定されるのである。

「ところで、…立法において投票権をもつ人が公民（国家における公民<citoyen>であって市民<bourgeois>ではない）とよばれるのである。公民たるに必要な資格は、自然的資格（少年でもなく婦人でもないという）のほかには、彼が彼自身の支配者（sui iuris<自主権者>）であり、従ってまた彼に生活の資を給するような、何らかの所有物（いかなるものにもせよ技術、手工或いは芸術、学術等もそのなかに数えられる）、換言すれば、彼が生計費を他の人々から取得せねばならない場合にその手段となるのは彼の所有物の譲渡だけであって、彼の労力の使用に対する同意を他人に与えることではない。要するに彼は、本来の意味における公共体以外の何人にも使役されないということである」13)。

カントのよれば、国家法は万人の自由を調和させることを原理として、換言すれば自由・平等・独立自存を基本原理として立法されねばならない。「幸福」のような経験的な目的が根拠として導入されてはならないのである。その意味で、何が国民の幸福であるかを政府が恩恵の原理に基づいて判断・支配するパターンリスティックな統治は、結局のところ専制政治に墮する。平等・独

立自存にしても、それは立法権の平等を指すのであって例えば所有の平等といった幸福の平等を意味するわけではない。このようにして国家法は、国民そのものが自らを国家へと構成する行為たる根源契約（国民主権の源泉）に基づいて制定されなければならないのである。

注

- 1) I.Kant, Die Metaphisik der Sitten (1797), A 313. 『カント全集 11・人倫の形而上学』154頁以下参照。カントの国家論に関する、類似の問題視角からの立ち入った考察として、cf. Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit (2007), ; ders, Ueber Recht (2003). その他、インゲゴルク・マウス、浜田義文・牧野英二監訳『啓蒙の民主制理論—カントとのつながりで』（法政大学出版局、1999年）、ヴォルフガング・ケアスティング、船場保之・寺田俊郎監訳『自由の秩序—カントの法および国家の哲学』（ミネルヴァ書房、2013年）から多くを教えられた。
- 2) Kant, op. cit., A 315. 『カント全集 11』158頁参照。
- 3) Kant, Ueber den Gemeinspruch (1793), A 290. 『カント全集 14』187頁参照。
- 4) Kant, Die Metaphisik der Sitten, A 237. 『カント全集 11』58頁参照。
- 5) Kant, Ueber den Gemeinspruch, A 290f. 『カント全集 14』187頁参照。
- 6) Kant, Kritik der reinen Vernunft (1787), A 373. 『カント全集 5・純粹理性批判（中）』30頁参照。
- 7) Kant, Ueber den Gemeinspruch, A 291. 『カント全集 14』188頁参照。
- 8) Kant, Zum ewigen Frieden, A 350. 『カント全集 14』263頁参照。
- 9) Kant, Die Metaphisik der Sitten, A 314. 『カント全集 11』156頁参照。
- 10) Kant, Ueber den Gemeinspruch, A 292. 『カント全集 14』190頁参照。
- 11) Kant, op. cit., A 293. 同上191頁参照。
- 12) Kant, Die Metaphisik der Sitten, A 237f. 『カント全集 11』58頁参照。
- 13) Kant, Ueber den Gemeinspruch, A 295. 『カント全集 14』194頁参照。

IV 結びに代えて—カントの共和制論注—

カント『永遠平和のために』において最も力説されている点は、「共和的体制」が「永遠平和へと導くことができる唯一の体制」であり、国内秩序体制に関しては共和制の確立が要請されていることである（「永遠平和のための第一確定条項」）。

「第1に、社会の成員が（人間として）自由であるという原理、第2に、すべての成員が唯一で共同の立法に（臣民として）従属することの諸原則、第3に、すべての成員が（国民として）平等であるという法則、この三つに基づいて設立された体制—これは根源的な契約の理念から生ずる唯一の体制であり、この理念に民族の合法的なすべての立法に基づいていなければならないのであるが、こうした体制が共和的である」1）。

カントの言う共和制とは、自由と平等の権利が確保された国民が、共同の立法に従っている国

家体制で、しかも代表制を採用し、国権（とくに立法権と執行権）が分離している国家体制である。この共和制概念は国民の自由・平等・独立を基本原理とする点ではルソーとほぼ同様であるが、この概念がかかわるのはさし当り「統治形式」（共和制 vs 専制）であって、「支配形式」（支配権＝主権が何人に帰属するか―君主制・貴族制・民主制）ではないとされる点でルソーの場合と若干異なっている。すなわち、「共和制」は三権の分立に基づき法治主義に従って統治が行われるような統治形式であり、三権が分立されず法の支配が確立されていない「専制」と対置されるのである。そして、国民の自由にとっては、いかなる「統治形式」がとられているかということが決定的に重要とされる。しかし他方でカントは、「真実の共和制」は必ずや立法権が全国民の結合意志に帰属し、具体的には代表議会制が採用されていなければならないと説くことによって、純粋な民主制、なかでも直接民主制的なそれは専制に結びつく危険を内包している（このことをカントはフランス革命のジャコバン独裁と重ね合わせてみている）として厳しく斥けられるのである。かくして、共和的体制が、権力分立と代表議会制を媒介にして国民に開かれるとき、永遠平和への展望をもつ体制となるのである 2)。

注

- 1) Kant, *Zum ewigen Frieden* (1795), A 349f. 『カント全集 14』 262頁参照。
- 2) 参照、三島淑臣『理性法思想の成立』（成文堂、1998年）